

京都市訓令甲第 7 号
区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成30年2月27日

京都市長 門 川 大 作

別表子どもはぐくみ室長の項中第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 児童福祉法（次号及び第6号において「法」という。）第24条第1項の規定による保育の実施に関すること。
- (5) 法第24条第2項の規定による措置に関すること。
- (6) 法第24条第3項の規定による利用の調整及び要請に関すること。

附 則

この訓令は、平成30年2月28日から施行する。

(行財政局人事部人事課)